

はじめに

現在韓国には、約二万人の韓国華僑が居住している。韓国華僑のほとんどは、中華民国（台湾）の国籍を所持しているが、その出身地の九九パーセントが中国大陸であり、そのうち山東省が九〇パーセント以上を占めている。二〇〇〇年以降、五〇歳以上の中高年層を中心に、故郷の山東省に生活基盤を移転する韓国華僑が増加している。これは、単に中国の経済発展によるものであると解釈すべきであろうか。たしかに韓国華僑の山東省への移住には経済発展がその一つの原因にある。しかし、韓国華僑の山東省移住の現象が盛んになるのは、二〇〇〇年以降である。重要なのは、なぜ二〇〇〇年

以降なのかである。

韓国華僑は、非常に政治性の強い時代を生きてきた。第二次世界大戦後、韓国華僑が居住する朝鮮半島は南北に分断され、「祖国」である中国も中華民国と中華人民共和国に分裂した。強い反共体制を維持してきた韓国では、一九九二年に韓国と中華人民共和国と国交を樹立するまで、中国大陸との接触は完全に遮断されていた。韓国華僑の「故郷」である山東省は、手の届かない遠い存在となり、山東省への帰郷や訪問はけつして許されなかった。韓国華僑の「故郷」は、華僑社会の外部に存在する外なる「故郷」となった。

また、韓国華僑は反共陣営の韓国と中華民国の影響下におかれ、反共主義を「正しい価値観」として受け入れ、台湾に政府をおく中華民国を「祖国」として認識してきた。韓国華僑は中華民国への求心力を土台に華僑社会を建設し、同政府と密接な関係を維持してきた。中華民国政府の統制力は、韓国華僑社会内部まで浸透し、その影響力は多大なものであった。韓国華僑の「祖国」は、華僑社会の内部に存在する内なる「祖国」となったのである。

このように、韓国華僑社会では外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造が形成された。韓国華僑は台湾という土地には無縁で愛着心はないにもかかわらず、中華民国という「祖国」は、韓国華僑社会で政治から、華僑の心の内面にまで影響力を発揮する、まさに「内なる」存在であった。しかし、中国大陸が共産化することによって、韓国華僑の「故郷」は、政治的にはもちろん心理的においても拒絶しなければならぬ、まさに「外なる」存在であった。

しかし、二〇〇〇年以降、その構造が内なる「故郷」と外なる「祖国」に変化するようになる。

「祖国」である中華民国の影響力は低下し、拒絶し続けてきた「故郷」の山東省を心から受け入れるようになったのである。韓国華僑が故郷の山東省へ移住する最も重要な背景には、こうした韓国華僑社会の構造変化であると筆者は考えている。

本章は、第二次世界大戦後、韓国華僑社会の外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造がどのように形成され、それがどのように内なる「故郷」と外なる「祖国」に変化していくのかを明らかにすることを目的とする。さらに、その構造の変化に伴う山東省移住が韓国華僑の中・高年世代のアイデンティティに与えた影響をも明らかにしたい。

筆者は、主に以下に説明する「東アジアの冷戦構造の形成」「韓国社会からの排除」「祖国」の必要性」という三つの要因によって、韓国華僑社会における外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造が形成されるようになったと考えている。

1 東アジアの冷戦構造の形成

第二次世界大戦後の東アジアの冷戦構造の形成は、韓国華僑社会における外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造が形成される最も重要な土台となる。

居住国の朝鮮半島と「祖国」中国の分裂

第二次世界大戦後、華僑の居住国である朝鮮半島は南北に分断し、朝鮮半島の三八度線以南の地域は米軍により、その以北の地域はソ連軍によって統治されるようになった。米軍に統治された朝鮮南部は反共陣営に属しており、中華民国を中心に華僑社会が再編成された。一方、共産主義陣営に属する北朝鮮では、共産党を中心に華僑社会が再編成された。こうして朝鮮半島における華僑社会にも分断状況が形成された。その後、一九四八年に朝鮮南部の地域で大韓民国（以下、韓国）政府が樹立され、朝鮮北部の地域では朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）が樹立され、朝鮮半島は二つの国家に分断した。

一方、「祖国」の中国も、一九四六年から国共内戦が再開したものの、共産党の勝利に終わり、一九四九年に中華人民共和国政府が中国大陸で樹立され、中華民国政府が台湾に撤退することによって、二つに分裂した。

その後、朝鮮戦争によって、東アジアの冷戦構造が固定化し、朝鮮半島と中国のそれぞれの分裂状態も確固たるものとなった。

韓国の反共体制と韓国華僑の外なる「故郷」

東アジアにおける冷戦構造の形成により、韓国華僑は反共陣営に属する中華民国と韓国に挟まれることになった。第二次世界大戦直後に生み出された東アジアの冷戦構造により、本格的に形成されるようになった韓国の反共イデオロギーは、朝鮮戦争を通して支配的なイデオロギーとして浮上した。

朝鮮戦争の経験によって、韓国の人びとは共産主義に対する恐怖感と違和感を抱くようになり、反共イデオロギーを内面化した。反共主義はたんなるイデオロギーではなく、生死を左右するものとなり、韓国の人びとは事実があるか否かにかかわらず、「容共」のレッテルが貼られると肉体的にも社会的にも殺されることを、身をもって経験した。こうした経験は、韓国の人びとに反共主義を心から受け入れることを可能にしたのである。

その後、朴正熙政権になると、反共イデオロギーは一層強化された。朴正熙政権は主に二つの方法で反共イデオロギーを強化した。第一に、一九六〇年六月改定された「国家保安法」、一九六一年七月に公布された「反共法」を中心とする法律による国民生活の規制化である。この二つの法律は、朴政権の反共体制を強化・維持するのに最も重要な役割を果たした。第二に、反共教育による反共主義の規範化である。李承晩政権は、共産党への敵対心を強くあおったが、反共教育はそれほど重視されていなかった。反共教育を重視するようになるのは、一九六〇年代以降の朴正熙政権以降である。

韓国において反共主義は非常に強い規制力と規範性をもっていた。韓国で生活する人であれば、誰でもその規制力と規範性から逃れることはできなかった。それは、韓国華僑も同様であった。韓国華僑も「国家保安法」と「反共法」の規制力から自由になることは許されなかった。それどころか、外国人の華僑が韓国の法律に違反すると、本国に強制退去される恐れがあった。韓国華僑のなかでは、実際に「中国を賛美した」という理由で「反共法違反」に問われ、強制退去を命じられた者もいた。

「共産党」は、韓国では受け入れることのできない存在であった。それが北朝鮮の共産党か、中国の共産党かを問わず、すべての共産党は韓国では絶対「悪」であり、「敵」であった。した

がつて、中華人民共和国の勢力は、完全に韓国のなかで排除され、存在することが許されなかった。韓国と中華人民共和国が国交を結ぶのは一九九二年であり、それ以前には、中華人民共和国の勢力の進入は韓国で完全に封鎖されていた。

韓国華僑の「故郷」の山東省は、中国大陸に存在しており、中国大陸が共産主義化している以上、彼らが「故郷」に戻ることは、けっして許されなかった。韓国華僑の「故郷」は、手の届かない遠い存在となったのである。

2 韓国社会からの排除

韓国社会のなかでは、華僑に対する差別的な構造が形成されており、それも外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造を形成する重要な要因となった。韓国華僑に対する差別構造は主に法的制度の上になり立っていた。

「国籍法」制定による国民からの排除

一九四八年一二月に制定された韓国の「国籍法」第一条には「本法は大韓民国の国民たる要件を規定する」と定められている。第二条には、「出生当時、父が大韓民国の国民である者」と規定され、父系血統主義が国民になるための大原則となっている。しかも、その血統主義には「単一民族」とし

ての血統が求められた。李仁法務部長官は国籍法草案の立法精神を以下のように説明している。

大韓民国の国民になる人はすべて男性血統によつて我々の国籍を区別すべきであることを原則としました。我々は単一民族として他の国のように複雑多段の民族でなく、我々は完全に単一民族です。¹¹

また、国籍法案を国会で審議する際に、韓国人と結婚した外国人妻へ国籍を与えることが大きな議論となった。外国人妻への韓国国籍付与をめぐる賛反が分かれており、その議論の内容からも韓国の国民になるには、いかに朝鮮民族の「純潔な血統」が強く求められたのがわかる。その反対意見には、以下のようなものがあつた。

この問題を我々が厳粛に考えてみると、我が国の国籍を取得するに当たつて、単純に結婚ということでは国籍を取得するのは、非常に軽率であると思います。檀君の血統を引き継ぐ我が大韓民国は単一民族の純潔性を保持するために、混合結婚を我々は阻止しなければならぬと思います。
(朴允源議員の発言)

四〇〇〇年の歴史をもち、檀君親祖の血を飲み込んで我が三〇〇〇万民族がはつきりと存在するというのは、我々の一つの誇りです。…(中略)…我が民族の血統を誇りとする民族としてその

血統に相反する言葉は、きわめて残念に思います。(金沃周議員の発言)¹³

一方、次のような賛成意見も出された。

外国人の女性は我が(引用者注…韓国民の)男性と一旦結婚すると、その女性は必ず朝鮮人化し、朝鮮の家庭に主婦として全面的に忠誠を誓つてきました。(鄭溶議員の発言)¹⁴

国民の正式な妻がその国民でないというのは、例がないことと存じます。「中略」正式な結婚を認定したのに、法的な手続を経て妻になつた者に対して国民の権利を与えないというのは正しくないと思います。(趙憲泳議員の発言)¹⁵

外国人妻に韓国の国籍を与える条項に対する賛成と反対の意見が相反し激しく対立した。一次議決では決定できなかったため、二次議決を行つた結果、外国人妻に韓国の国籍を与えることが可決された。¹⁶しかし、外国人妻への韓国国籍付与に賛成した議員も「血統ナシヨナリズム」から自由ではなかつた。

単一民族を厳密に探すために科学的な方法でわれわれの血統検査を充分に行なうとしたら、今いわゆる三〇〇〇万同胞という、この三〇〇〇万の数字のなかで、果たして単一民族がその項に属

する数値がいくつになるのかというのを……(権泰義議員の発言)¹⁷

この発言をめぐり議場では「侮辱です」「取り消しなさい」という発言が多く聞かれ、議長までも「それに関しては理由説明なしに謝って、取り消しなさい」と命じた。権泰義議員は反論もせず、その場で発言を取り消し、謝った。また、外国人妻に韓国の国籍を与えることに賛成した趙憲泳議員も、「血統の純潔」を保つためにそれを制限する細則を作ることを提案している。¹⁸

法案は可決されたものの、議論の内容は、韓国国民になる資格として朝鮮民族の「純潔な血統」がいかに重要であるかを浮き彫りにしている。

帰化の厳格な条件

華僑が韓国国民になるには帰化するしか方法がなかったが、それも簡単ではなかった。「国籍法」第五条は以下のように定めている。

第五条 外国人として次の要件を備えた者は法務部長官の許可を得て帰化できる

1. 五年以上継続して大韓民国に住所があること
2. 満二〇歳以上で、その本国法により能力があること
3. 品行が方正であること
4. 独立の生計を維持するに足りる資産又は技能があること

5. 国籍がないか、又は大韓民国の国籍を取得することにより、旧国籍を喪失すること

華僑の場合、1と2の条件には達しているといえるが、3と4の判断基準が曖昧なので、この条件をみたすことができるか明確ではない。しかし、法務部の国籍業務処理基準によれば、帰化を希望する外国人には、以下のことが要求されていた。

1. 五〇〇〇万圓以上の財産を所有しているか、技能資格証を所持していること
2. 四級以上の公務員や言論機関・金融機関・国営企業などの部長以上の者二人以上による推薦書
3. 大韓民国の国民としての義務を忠実に履行し、国家に忠誠することを誓う誓約書
4. 国民としての基本素養の具備

「基本素養」をもつ者というのは、「言語と風習に障害がない者、愛国歌(韓国の国歌)の歌詞を暗誦できる者、韓国の歴史や理念・政治体制に根本的な理解をもつ者、大韓民国の善良な風習に反する宗教と理念を信奉しない者」である。帰化希望者には「基本素養」については試験を行なったという。こうした方法によつて、外国人の韓国に対する忠誠度を測つたのであろう。「国籍法」の大原則である父系血統主義による国籍取得は、一九九七年一月に「国籍法」が全面改定されるまで続いた。帰化の制限が緩和されるのも、一九九七年の「国籍法」改定以降である。

華僑の居住・出入国

「外国人の出入国と登録に関する法律」が一九四九年一月に制定されたが、その目的の一つは、韓国に居住する外国人を管理・監視することであった。韓国に長期的に居住する外国人について、以下のように定めている。

第九条 大韓民国で三〇日以上滞在しようとする外国人は外務部長官の居住許可を受けなければならない。

滞留期間終了後、継続して滞在しようとする場合は、外務部長官に申告し、滞留期間延長許可を受けなければならない。

第一〇条 前条の規定に依つて居住許可を受けた外国人はその居住する市・府・邑・面長に登録しなければならない。

外国人の登録事項に異動があるときには、前項に準じて登録を変更しなければならない。

附則 本法の施行以前から大韓国内で滞留している外国人は本法施行日に入国したとみなす。

これによつて、すべての華僑が韓国で三〇日以上滞在するためには、新しく外務部長官の許可を得ることが決定され、一年ごとに滞留期間延長の許可を受けねばならなくなった。そのうえ、「外国人

の出入国と登録に関する法律」第一条には「大韓民国に滞留している外国人が出国する場合は外務部長官の出国許可を受けなければならない」と定められており、華僑は韓国政府の許可なしでは、出国することもできなくなった。その後、一九六三年に「出入国管理法」が新しく制定され、居住許可期間が三年に延長された。一九九七年七月から五年に延長されたものの、居住許可を受けることは変わらなかった。

また、一九六三年の出入国管理法制定により、華僑が韓国を出国する際に再入国許可を受けることが義務付けられ、その期間内に再入国しないと、韓国における居住権が取り消されるようになった。永住権制度が導入され、居住許可や再入国許可を受ける必要がなくなるのは二〇〇二年以降である。ただし、一年以内に韓国に入国しないと永住の権利を失ってしまう。

華僑の土地取得の制限

李承晩政権によつて決定された華僑に対する国家方針は、朴正熙政権にも受け継がれたのみならず、華僑への法的規制はさらに強化される。土地には国土の一部として公益に直結する価値と重要性があると判断した韓国政府は、外国人の土地取得を制限するために、一九六一年九月に「外国人土地法」を制定した。法律内容からして華僑に関するものは、以下の条項である。

第五条（公共の必要による制限）

1. 国防、産業、其の他公共の目的によつて必要な地区に対しては、閣令により外国人又は外

国法人の土地に関する権利の取得を禁止すること、又は条件ないし制約を加えることができる。

2. 前項の地区は閣令によりそれを指定する。

この条項によつて、国防、産業、その他公共の目的に必要な地区に関しては、外国人は閣令により土地の取得を禁止・制約されることになった。一九六二年四月には「外国人土地法施行令」が發布され、外国人または外国法人に土地の権利取得が禁止されるか、あるいは制限を加えられる地域が定められた。これにより、当時のソウル・仁川・大邱など、すべての道庁所在地を含む華僑居住地のほとんどが制限地域に指定された。これらの地域においては外国人が土地を取得するには、改めて国防部長官の許可を受ける必要があつたが、華僑に対する土地取得の道は事実上閉ざされたという。

一九六八年に「外国人土地法」が改定され、居住用の六六〇平方メートル（二〇〇坪）以下、商業用の一六五平方メートル（五〇坪）以下は、所有可能になった。こうした土地所有の制限は、韓国華僑が経済活動を行なうに当たつて最も厳しい規制として働いた。外国人である華僑の土地所有の制限がなくなるのは、一九九七年以降である。

国民国家建設という課題に直面した韓国政府は、国民を中心に国家を建設し、国民でない韓国華僑は発展のために排除していく方針を確立する。こうした韓国の排他的な制度が改善されるようになるのは一九九〇年代末からである。その間、約五〇年間は、韓国華僑は排除され続けた。その上、その排除は、心理的にも制度的にも、非常に強力なものであつた。韓国政府は、「朝鮮民族の血」を受け

継いでいない外国人が真の国民になるとは思つていなかった。また、彼らが「単一民族」の国家である韓国の国民になることは望ましいことでもなかつた。こうした排他的な法制度により、韓国人と華僑との境界線が明確になつた。韓国華僑社会は、韓国社会から切り離されて存在していたのである。

3 「祖国」の必要性

韓国社会から排除された韓国華僑社会は、中華民国を「祖国」として必要とし、その必要性により、内なる「祖国」の構造が形成されるようになる。

中華民国の保護と求心力の必要性

韓国華僑が韓国で差別を受ける根本的な原因は、韓国華僑が韓国の国民ではないからである。それゆえに、韓国華僑は中華民国の国民として中華民国政府に保護を求めざるをえなかつた。約二万人という少ない韓国華僑人口は、政府権力に対抗できる勢力を形成することは、非常に困難であつたと考えられる。そのことから韓国華僑は、中華民国政府が自分たちを国民としてその権益を保護し、身の安全を守ってくれることを期待するしかなかつた。

また、韓国社会から切り離された華僑社会は、その社会を支え、団結力を高めるための求心力が必要であつた。韓国華僑は、中華民国がこうした求心力になつてくれることを望んでいた。

中華民国政府の統制と管理の必要性

一方、中華人民共和国と対峙している中華民国は、「正統性」の主張と国家勢力拡張のために、韓国華僑の支持を必要としていた。このように両者の思惑は一致していたため、中華民国政府は、韓国華僑社会に対する統制力を高めることができ、韓国華僑社会もそれを積極的に受け入れた。

その統制力が発揮されるうえで、自治区組織が重要な役割を果たしたように、中華民国政府は主に自治区組織を通して華僑社会を統制・管理していたのである。一九四七年に中華民国の総領事館がソウルで開館した²⁵。その総領事館によって、朝鮮南部で四八カ所に華僑の自治区が組織された²⁶。すべての華僑が自治区に登録され、自治区のネットワークを通して、中華民国政府は組織的に華僑を管理できるようにした。自治区組織は一九六一年にすべて華僑協会に改組された²⁷。

華僑協会には、総務・僑務・外務・庶務・戸籍・文書等の部門が設置されていた²⁸。華僑協会が戸籍業務を担当するために、華僑は、結婚・離婚したり、子どもが生まれたりすると、華僑協会での手続を取らなければならない。そして、韓国政府との問題も華僑協会を通して処理することができるように、外務部門も設置されている。一九八〇年代には華僑の海外旅行にも華僑協会の承認書類が必要であり、居住許可の延長にも華僑協会の推薦状が必要であった²⁹。また、土地の売買にも華僑協会の保証が必要であった³⁰。その他、結婚証明書、出生証明書、身分証明書などの発行も華僑協会が担当してきた。華僑協会は韓国華僑が日常的に必要なさまざまな書類を提供する非常に重要な機関であったのである。

本来なら領事館が行なうべきこれらの行政業務を華僑協会が担当してきた。つまり、中華民国大使

館から与えられた権限により、こうした領事業務を担当する「役所」の機能を果たしてきたのである。韓国華僑であれば誰でも自分の意思とは関係なく華僑協会に登録され、管理される。そのうえ、脱退することも不可能である。このように、中華民国大使館の韓国華僑社会に対する統制は、主に華僑協会の組織を通して行なわれた。

「役所」の機能を果たしていた華僑協会は、華僑社会で独自の地位を獲得しており、華僑団体の頂点に立つ組織であった。華僑協会の会長選挙は、中華民国大使館によって管理され、会長と副会長は、大使館員の監督下で宣誓式を行なってから職に就かなければならなかった³¹。

さらに、韓国華僑社会における中華民国政府の統制・管理の強さは、華僑学校の例を通して窺うことができる。二〇〇六年現在、韓国には小学校二七校、中・高等学校四校（漢城華僑中学（ソウル）、仁川華僑中学、大邱華僑中学、釜山華僑中学）、合計三一校の華僑学校が運営されている。一九九〇年代末まで華僑学校に対する中華民国大使館の影響力も非常に強く、理事会を通して華僑学校を管理していた。「韓国漢城華僑中学理事会組織章程」によると、理事にはきわめて大きな権限が与えられている。校長の人選から、教師の招聘・解任、学校の経費まで、学校におけるすべての決定権が理事会にある。ただし、この「章程」には、理事長は駐韓大使の許可を得る必要があると明記されている³²。

僑務委員会が中華民国大使館の僑務を指導し、大使は華僑学校理事会の理事決定権をもち、理事会は華僑学校の人事権や経費決定権を握っている。このように、華僑学校は組織的に中華民国政府とつながっていたのである。「韓国漢城華僑中学」の場合とはくに中華民国大使館との関係が密接であったが、他の地域の華僑学校の理事会も中華民国大使館の指導を受けていたと考えられる。

韓国華僑社会への中華民国政府の支援

韓国には華僑人口に比べ、非常に多くの華僑学校が存在している。約二万人の華僑人口に対して、三二校の華僑学校が運営されており、華僑学校の密度としては世界でも最も高いといえる。韓国華僑学校の普及には韓国華僑の意志が最も重要な原動力になったが、教育の実施には、校舎の建設や教育課程の編成、教科書の調達など、華僑社会のみの力では限界があった。韓国華僑社会で教育を実施するためには、中華民国の支援が必要であった。中華民国政府も華僑教育を重視し、教科書の無料提供や教師の派遣など積極的に支援を行なった。韓国華僑のなかには教師資格がない者が多かったため、中華民国からの教師の招聘は一九八〇年まで続いたようである。一九六一年から一九八〇年まで中華民国から韓国華僑学校に招聘された教師は、三六名である。

また、中華民国政府も華僑の権益保護に努めた。たとえば、一九六七年六月、韓国政府は「外国人土地法」の改定を宣布した。これを受け、中華民国大使館も行動を開始し、「專案小組」を設置すると同時に、華僑に不利な条項を修正・削除するよう、外交活動を展開した。一九六八年七月に新たな「外国人土地法」が公布されると、中華民国大使館は各地の華僑に許可手続きを積極的に申請するよう呼びかけた。また、一九六八年八月一日と二月一七日に「全韓各地華僑協会会長座談会」が行なわれたが、中華民国大使館はそこに韓国内務部の職員を招き、華僑の疑問に答えるようにした。その結果、一九六八年六月末時点で、土地を所有していた約三〇〇〇〇戸の華僑のほとんどが法的権利を獲得したという。

中華民国大使館がどのような外交活動を展開し、どの程度効果を上げたかはさらに研究を進める必要

がある。しかし、確かなことは、それにもかかわらず、華僑が所有できる土地には限界があり、華僑の権益を完全に保護することができなかったことである。このように、中華民国が華僑の経済的権益を保護するには限界があった。しかし、韓国華僑が頼れるところは中華民国しかなく、中華民国に期待をかける以外に方法はなかった。

中華民国と韓国政府は、相手国の国民の問題解決に当たり、「互惠主義」を基準としていた。中華民国政府が、台湾に居住する少数の韓国人を利用し、韓国華僑の問題を解決するには限界があった。しかし、消極的であったとはいえ、中華民国大使館が華僑の権益を保護しようと努めたのは確かである。

韓国華僑社会のピラミッド構造と内なる「祖園」

韓国華僑社会は、中華民国の統制と管理を受け入れることで、一つの社会として機能できる華僑社会の秩序を作ろうとした。中華民国大使館は、華僑協会や華僑学校と中央政府を連結する重要な架け橋の役割を果たしており、韓国華僑を管轄する総合機関であった。その中華民国大使館の下に属するのは、華僑協会（自治区）であり、華僑協会を通してすべての華僑はつながっていた。華僑学校も華僑協会のネットワークを基盤にして設立された。つまり、中華民国大使館を頂点とし、「役所」として機能する華僑協会が連結されるピラミッド型の構造が韓国華僑社会で形成された。これで、韓国華僑社会は、団結力を高められると同時に、効率的な社会として機能することが可能になったのである。また、華僑指導者が指導者として認められ、華僑社会をリードするためには、正統性が必要であ

た。中華民国を中心に秩序が成り立つことで、華僑指導者は中華民国政府の承認を受け、その正統性を認められることが可能であった。したがって、中華民国政府と韓国華僑指導者はある種の協力関係にあったといえる。なお、韓国華僑社会におけるピラミッド構造、またその中核となる華僑協会組織は、他の華僑社会では見られない特徴である。

このように、台湾という土地に愛着をもっていないにもかかわらず、韓国華僑は中華民国政府を「祖国」として選択した。それはたんに、別の選択肢がなかったからである。冷戦構造により、中華人民共和国の勢力が韓国に浸透することは不可能であった。韓国政府に排除されている以上、華僑に残っている選択肢は中華民国しかなかった。そのことも、他の華僑社会とは異なる韓国華僑社会の特徴であるといえよう。

「祖国」である中華民国の華僑社会に対する影響力は、非常に強かった。韓国華僑社会は、完全に中華民国の統制下にあったのである。韓国華僑社会の中心地は中華民国であり、「祖国」は華僑社会の内部に存在していた。つまり、「祖国」は韓国華僑にとって、実際の影響力をもつ「内なる存在」であったのである。

4 内なる「故郷」と外なる「祖国」へ

韓国華僑社会の外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造から内なる「故郷」と外なる「祖国」への

変化は、中華民国の台湾化によってもたらされた結果であった。一九七〇年代にスタートした中華民国の台湾化は、一九八七年の戒厳令解除以後本格化し、一九九〇年李登輝の総統就任によって、急速に進行するようになる。その結果、二〇〇〇年の台湾総統選挙で台湾独立を主張してきた民主進歩党の陳水扁が勝利し、それを契機に、韓国華僑社会は、内なる「故郷」と外なる「祖国」の構造に変化するようになる。その変化により、韓国華僑の山東省移住現象が生じるようになったのである。

一九九〇年代以降の中華民国の台湾化と華僑政策の変化

韓国華僑社会が内なる「故郷」と外なる「祖国」の構造へ変化する主な要因として、次の二点が挙げられる。

第一に、一九九〇年代以降の中華民国の台湾化である。韓国華僑が想像する「祖国としての中華民国」は、中国全土を含む「一つの中国」として正統性を受け継ぐ中華民国であった。「中国全土を領土とする中華民国」の国家イメージは、国家体制によって支えられていた。一九四九年十二月、台湾に撤退し、実質的な領土が台湾のみに限られるようになったにもかかわらず、中華民国政府は、中国全土を領土としていた時期の「中華民国憲法」をそのまま台湾で施行した。さらに、中国大陸での「中央民意代表機関」（国民大会・監察院・立法院）が台湾においても維持され、中国全土を代表する「中央民意代表」の職権もそのまま台湾で継承された。³⁷ 中華民国政府は、台湾撤退後も、「中華民国憲法」と「中央民意代表」の職権を維持することで、中国全土に行政権が及んでいることを主張し、中国全土を代表する政権として正統性を守ろうとした。

また、韓国華僑にとつて「祖国」としての「中華民國」は、政治政權としての「中華民國」＝「国民党政權」であった。韓国で差別を受けてきた韓国華僑は、中華民國の国民として、中華民國に対して文化的帰属意識のみならず、政治的にも帰属意識をもつことになった。韓国華僑は、国民党政權への共感是非常に強かったため、国民党に対して帰属意識を抱くようになったのである。

しかし、一九九〇年代に入ると中華民國の台湾化は顕著になり、「中国全土を領土とする中華民國」の国家体制は、台湾のみを想定したものに變化していく。一九九〇年三月二二日の国民大会で第八代総統に選出された李登輝は「国是會議」を召集し、政治改革の方向性を明確にした。そして、一九九一年五月に憲法修正一〇カ条が公布され、国民大会と立法委員の全面改選の実施が決定された。「中華民國憲法」の修正は、台湾のみを想定した国家体制へ移行するための第一歩であった。

一九九一年五月、李登輝は「動員戡乱時期臨時條款」も廃止したが、それは中華民國の国家体制の変更を意味するものであった。「動員戡乱時期臨時條款」は、中華人民共和國を敵と定め、中華民國が戦時体制にあるとする法律であったため、その廃止は中華民國における戦時体制の終結を意味した。一九九一年一月には国民大会代表（以下、国大代表）が全面改選され、翌年の一月には立法委員も全面改選された。そして、立法委員選挙の結果、委員の八〇パーセント以上が「本省人」となった。一九九四年七月の国民大会では正副総統選挙を直接選挙に変更する憲法修正案が可決された。同年の十二月には台北と高雄市長の直接選挙が実施され、民主進歩党の陳水扁が台北市長に当選した。そして、一九九六年三月に総統直接選挙が実施され、李登輝が五四パーセントの高得票率で当選した。こうした一連の制度の変更は、中華民國の国家体制が台湾に限定されたものに変更したことを意味す

る。中華民國における国民大会・立法院、および総統は、中国全土を代表するのではなく、台湾という限定された領土を代表することが確定された。一九九六年の直接選挙による李登輝の総統就任をもって、中華民國の国家体制は、「中国全土を想定した」ものから「台湾のみを想定した」ものに移行を完了した。

第二に、華僑参政権の縮小と華僑政策の台湾化である。孫文の革命を支えてきた華僑は、中華民國建国の貢献者として、参政権が認められ、「中華民國憲法」によつてその参政権が保障されている。海外華僑への参政権の保障は、韓国華僑にとつて大きな意味をもっていた。韓国の国民でない韓国華僑は、韓国における中央レベルの政治参政権のみならず、地方レベルの政治参政権さえ与えられていなかった。こうした状況のなかで、中華民國の国内政治への参加を通して、韓国華僑の中華民國の国民としての意識を高め、中華民國に対する帰属意識を高めることができた。しかも、保障されているのは、地方レベルの政治参政権ではなく、中央レベルのものであった。韓国華僑は、中華民國の国内政治へ参加することで、中華民國の一員として「愛国」感情を抱くことができただろう。

しかし、中華民國の台湾化が進行し、国家体制が修正されるにつれ、華僑政策も徐々に台湾という領土に合わせたものに変化していく。一九九〇年代初期、海外華僑の中華民國国内政治への参政権は大幅に縮小されるようになる。一九九一年に「公職人員選挙罷免法」とその「施行細則」が公布され、

国民大会・監察委員・立法委員の選挙において、華僑は政党比例方式で選出されることになった。その他、国大代表・監察委員・立法委員における華僑の定員も減少していく。一九九一年の憲法修正により、国大代表における華僑の定員は二〇人、立法委員における華僑の定員は六人、監察委員に

おける華僑の定員は二人と、華僑の定員が大幅に減少した。また、一九九四年の憲法修正により、監察委員は直接総統が指名することが決定され、監察委員の選挙もなくなった。⁴³一九九七年の憲法修正により、立法委員における華僑の定員が八人に増加したが、一九九九年の憲法修正により、国大代表における華僑の定員は一八人に減少されることが決定された。⁴⁵こうした華僑の定員の減少は、中華民国における全体の「中央民意代表」の定員の減少によるものである。⁴⁶これは、中華民国の国家体制が台湾のみに限定されたものに調整された結果である。全体の「中央民意代表」の定員のうち華僑の占める割合は、減少してはいないものの、事実上海外華僑で中華民国の国内政治に参加できる人数は、大幅に減少した。

さらに、一九九〇年代以降、中華民国における華僑政策も台湾化するようになる。一九九三年、章孝嚴が僑務委員長に就任すると、中華民国の華僑政策の路線に大きな変化が生じるようになる。章孝嚴は、李登輝の「務実外交」に合わせ、「務実僑務」を提唱した。⁴⁷章孝嚴の「務実僑務」は、僑務政策の「台湾化」を意味するものであった。

章孝嚴は、第二次世界大戦以前に海外に移住した「旧僑」より、それ以降に台湾から海外移住した「新僑」⁴⁸「台僑」を重視し始めた。章孝嚴は、僑務委員会の経費の約七五パーセントを「台僑」のために使用し、一九九七年にはその割合が八五パーセントまで上昇した。⁴⁹

一九七〇年代末から徐々にアメリカの中華民国国籍者を重視するようになっていたが、「台僑」を優先することはなかった。あくまでも、国民党とのつながりが強い「旧僑」が中心であった。しかし、章孝嚴の僑務委員長就任以後、中華民国僑務の主な対象は、第二次世界大戦後、台湾から海外に移住

した「台僑」に確実に変化した。「台僑」が主な僑務の対象になるにつれ、「台僑」が最も多く居住するアメリカが僑務の中心になった。

中華民国の僑務の台湾化は、国家体制の台湾化による必然的な結果である。中国全土を想定した国家体制を維持するために、海外華僑の支持を必要としていた中華民国政府であったが、国家体制が台湾のみを想定したものに变化すると、海外華僑の支持はそれほど大きな意味をもたなくなった。

二〇〇〇年台湾総統選挙

中華民国が変質し、韓国華僑の「祖国」たる中華民国の国家イメージから乖離し始めると、韓国華僑の「祖国」意識も崩れざるを得なくなったが、その決定的な事件が二〇〇〇年台湾総統選であった。一九九六年に中華民国が台湾のみを想定した国家体制に変化し、中華民国国内における華僑の参政権が縮小し、中華民国の華僑政策が「台僑」中心に変化しても、中華民国に対する韓国華僑の思いは変わらなかつた。中華民国の変化には気づいていたが、国民党に対する共感が強かつた韓国華僑は、国民党の党首である李登輝に期待し続け、一九九六年以降も中華民国を「祖国」として認識していた。中華人民共和国との関係において、李登輝が蔣介石や蔣経国とは異なる見解をもっていたことは確かである。李登輝は中華民国政府の台湾化を定着させた中心的人物であり、中華人民共和国と一線を引き、中華民国における台湾の主体性が尊重され、主権国家として認められることを望んでいたことも否めない事実であろう。しかし、李登輝は、台湾の主体性をもつ中華民国と中国統一を目指す中華民国、両方を認めるような矛盾と曖昧な空間を一九九九年の総統任期末まで残し続けた。⁴⁴それゆえ、

韓国華僑は二〇〇〇年台湾総統選を迎えるまで、中華民国に対する「祖国」意識を保つことが可能であった。華僑新聞においては、一九九〇年代末まで李登輝の「国家統一」のために邁進するイメージのみが強調されていた。

二〇〇〇年総統選挙を迎えた際に、韓国華僑は、当然国民党の候補者を支持した。韓国華僑は、中華民国の「正統性」が孫文、蒋介石、蔣経国、そして李登輝、連戦という国民党の党首につながっていると信じていた。したがって、韓国華僑社会では、「韓国地区連戦之友会」「韓国地区連蕭後援会」が結成された。また、一九九九年一月に国民党建党一〇五周年の祝賀大会が韓国で行なわれ、韓国華僑は、国民党の候補者を支持することを約束した。

しかし、韓国華僑の期待もむなしく、国民党は総統選挙に破れ、野党に転落した。その代わりに、台湾独立を主張してきた民主進歩党の候補者陳水扁が中華民国の総統に選出された。民主進歩党出身の総統の就任は、韓国華僑にとっては、中華民国の「正統性」の喪失を意味した。中国大陸の経験をもつておらず、台湾独立を目指す民進党政権下における中華民国は、もはや韓国華僑が支持してきた中華民国ではなくなったのである。中華民国そのものが変質し、韓国華僑が想ってきた中華民国ではなくなったときに、韓国華僑の中華民国に対する「祖国」意識は崩れ始めたのである。

外なる「祖国」へ

二〇〇〇年台湾総統選を契機に韓国華僑の「祖国」意識が崩壊し、華僑社会にも変化が生じるようになる。韓国華僑社会における中華民国の求心力は急速に低下していく。それを象徴する事件が「漢

城中国僑民協会」の誕生である。

漢城華僑協会は一九九二年に韓国と中華民国が国交を断絶してから、一〇年間選挙をせずにそのまま会長職を重任させてきたが、二〇〇二年二月に、協会会長を選ぶ直接選挙が行なわれた。二〇〇二年まで漢城華僑協会は、中華人民共和国大使館と一切の接触もしてなかったが、韓国華僑社会内部には、同大使館との関係樹立の必要性を感じる勢力が出現していた。二〇〇二年に漢城華僑協会会長選挙を迎えた際、これまでの立場に固執する陣営と中華人民共和国と友好的な関係を指向する陣営から各々候補者が出馬した。

二〇〇二年二月七日に漢城華僑学校で選挙が実施され、これまでの立場に固執する陣営が勝利した。選挙に敗北した中華人民共和国と友好的な関係を指向する陣営は、同年二月一四日に漢城中国僑民協会を発足させた。このように、選挙敗北から一週間後に漢城中国僑民協会が発足することが可能であったのは、選挙に敗北した場合は独立した協会を設立することを事前に決めており、中華人民共和国大使館とも事前に合意がなされていたからである。中華人民共和国大使館は、韓国華僑社会に反台湾独立組織の設立を勧誘し続けており、中華人民共和国と華僑の間の窓口になる協会の組織を提案し続けてきた。二〇〇二年二月一四日の漢城中国僑民協会創立の宴会に三〇〇人を招待したが、七〇〇人以上の華僑が参加したという。これは、多くの韓国華僑が中華人民共和国との窓口になる組織の設立を期待していたことを反映しているだろう。

その後、二〇〇二年二月二三日には漢城中国僑民協会の幹部を中心に、「韓華中国統一促進委員会」が発足した。漢城中国僑民協会の事務室には、中華人民共和国の金星紅旗が掲げられており、中

華人民共和国の建国記念日である一〇月一日になると、一般華僑と中華人民共和国大使館の大使や総領事を招き、祝賀行事を行なっている。⁵⁶二〇〇六年現在も漢城中国僑民協会は、中華人民共和国大使館との密接な協力のもとで活動し続けている。

その一方、二〇〇三年からは、中華民国政府との関係が密接であつた華僑協会にも変化が生じるようになる。同年、漢城華僑協会は、中華人民共和国大使館に公式に登録されることを決定したのである。⁵⁷中国に進出する華僑が増加している華僑社会の現状、および中華民国の変化に対する不安と中華人民共和国への期待から、漢城華僑協会は中華人民共和国大使館への登録を決定したと思われる。以下の漢城華僑協会理事とのインタビューの内容も、それを反映している。

結局、台湾が正確な国家アイデンティティを樹立できない状況において、我々の心が動いたといえよう。台湾はますます台湾出身の国民のみを保護するという形に変化している。華僑に対する支援政策も大幅に低下した。もちろん我々は台湾式の教育を受け、まだ台湾に近いといえる。しかし、中国本土も理念的に大きく変化しており、実利的に協力が可能になったため、適切な時期がきたのである。⁵⁸

漢城華僑協会の登録を皮切りに、各地方の華僑協会も中華人民共和国の大使館に登録した。大田以北の華僑協会は、ソウルの中華人民共和国大使館に登録され、釜山華僑協会も釜山の中華人民共和国領事館に登録された。しかし、華僑協会が中華人民共和国大使館に登録されたとはいえず、「台北代表

部」における登録が抹消されたわけではなく、二重登録の状態になっている。⁶⁰

中華民国の台湾化にともない、中華民国に対する共感度は急低下しており、韓国華僑社会には、中華人民共和国との接触を拒絶し中華民国のみを支持する勢力は、すでに存在しない。台湾化が急進行し、韓国華僑の想い描く中華民国でなくなった現在、韓国華僑は中華民国に対する帰属意識は、衰えていくばかりで、それを新しく立て直すことは不可能であると思われる。韓国華僑の「祖国」であつた中華民国は、「外なる存在」となったのである。

内なる「故郷」へ

二〇〇〇年以降、中華民国の台湾化に対する反感と、中華人民共和国への拒否感の解消から故郷の山東省に移り住む、五〇代以上の中・高年世代の韓国華僑が増加している。主に、山東省の烟台がその拠点になっており、二〇〇二年には「烟台韓華聯誼会」が設立された。キム・ギホによると二〇〇五年一月現在、烟台における韓国華僑の居住人口は約二二〇〇人であり、流動人口は約五〇〇〇七〇〇人に達するという。⁶¹主に、老後の生活、子どもの教育、飲食店や工場などの事業運営のために烟台に居住する華僑が多いが、なかでも老後の生活のための六〇代以上が最も多いという。⁶²

韓国華僑が故郷である山東省に移住する背景には、当然中国の経済成長が重要な原因として働いている。経済発展を遂げ続けている中国は以前より、生活環境がよくなったため、言葉に不自由のない韓国華僑は物価の安い中国で豊かに生活していくだけでなく、身分上昇の効果も期待できるからである。しかし、それだけでなく、意識の変化が最も重要な原因として働いたと思われる。

一九九二年に中華人民共和国と韓国が国交を樹立し、自由に山東省を訪れるようになったが、韓国華僑は、共産化された山東省に対して最初は拒絶感を抱いていた。韓国華僑は、反共体制の国家である韓国と中華民国に挟まれ、朝鮮戦争を経験することによって、反共の立場が確立し、反共主義が正しい価値観であると認識する「反共価値観」を形成していた。その「反共価値観」の形成に重要な役割を果たしたのが、華僑学校で行なわれた反共教育であった。

中華人民共和国を「敵」として教育された韓国華僑にとつて、当初は共産体制である中華人民共和国は受け入れ難い存在であった。また、中華民国の方が経済的・政治的に進歩しているという考えから、中華人民共和国に対しては「貧しくて汚い」というイメージをもっていた。中国大陸に進出し、商売や事業を起こすことが多くなり、中華人民共和国に頻繁に出入りするようになった韓国華僑は、その拒絶感も徐々になくなっていった。そして、韓国華僑の故郷である山東省には親戚がいる華僑も多く、こうした親戚とのつながりも山東省に対する拒絶感をなくす一つの要因として働いた。

しかし、韓国華僑が中国大陸を受け入れるようになった最も重要な要因は、中華民国に対する意識の変化であると考えられる。中華民国が韓国華僑の「祖国」でなくなったことにより、韓国華僑の中国大陸に対する感情にも変化が生じ、それを受け入れる心の準備が整えられたのである。韓国華僑は、共産主義化されていた「故郷」に対する感情を乗り越え、心から受け入れるようになり、「故郷」は韓国華僑社会において「内なる存在」となったのである。

さらに、韓国華僑は、国家に対する帰属意識を越えて「故郷」に対する帰属意識を求めるようになる。烟台に居住する華僑の次の発言からもそれがうかがうことができる。

私の国籍は台湾であるが台湾は故郷ではない。両親の故郷が山東省であるため、ここ（引用者注：山東省）が私の故郷である。（中略）中国もかなり開放されたため、以前のような警戒心はない。⁶⁴

我々の国籍は台湾であるが、パスポートは形式的なものである。ここで中国人と会うときには、とくに境界を感じないが、台湾で本省人と話すときには境界を感じる。⁶⁵

「祖国」意識の崩壊により、韓国華僑の中華人民共和国に対する感情も変化するようになる。韓国華僑は台湾という土地に対しては愛着をもっていない。アイデンティティの対象は台湾という土地ではなく、あくまでも中華民国という国家体制にあった。台湾の民主化により、中華民国の国家体制が崩壊し、新しい国家体制が定着していくにつれ、韓国華僑のアイデンティティも変化せざるをえなかったのである。

しかし、中華人民共和国に対して拒絶感がなくなつたとはいえ、その国家体制に共感できず、台湾化していく中華民国にも共感することができない韓国華僑は、中華民国も中華人民共和国も「祖国」として選択できず、「祖国」のジレンマに陥っているように見える。こうしたジレンマから五〇代以上の中・高年世代の韓国華僑は、中華民国や中華人民共和国という国家の枠を越え、「故郷」に対する愛着心をもつ「中国人」であるという意識が強化されつつある。中国の統一を

願う心は変わらないが、「国家を超えたアイデンティティ」⁶⁷を求めるようになったのである。

おわりに

韓国華僑は、世界華僑のなかでも独特な歴史経験をもっており、それによって外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造が形成された。つまり、東アジアの冷戦構造を起因とする居住国と「祖国」の分裂、反共陣営への組み込みにより、韓国華僑社会では外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造が形成されたのである。東アジアの冷戦構造の崩壊により、韓国華僑社会の外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造も変化せざるをえなかった。

韓国華僑社会にとって冷戦構造の崩壊は、一九九二年の中華人民共和国と韓国との国交樹立に始まる。しかし、すぐさま外なる「故郷」と内なる「祖国」の構造が崩壊することはなかった。それは韓国華僑の中華民国に対する「祖国」意識が非常に強かったからである。言い換えれば、韓国華僑社会内内なる「祖国」の構造が非常に強固であったからである。二〇〇〇年台湾総統選挙を契機に韓国華僑社会も中華民国の台湾化にともなう国家体制の変化を実感し、中華民国に対する「祖国」意識が崩壊するようになった。その結果、「祖国」の構造が内なるものから外なるものに変化した。「祖国」構造の変化が「故郷」に対する構造に変化をもたらし、韓国華僑の「故郷」は、外なるものから内なるものに変化した。

二〇〇〇年以降、韓国華僑社会は、これまでにない大きな変化に見舞われている。二〇〇〇年以前の韓国華僑社会は、中華民国の影響力を中心に停滞状況にあったが、それ以降ようやく動き出したのである。二〇〇〇年以後の韓国華僑社会では、中華民国に対する求心力が急速に低下し、代わりに中華人民共和国の影響力が高まりつつある。とはいえ、二〇〇六年現在、韓国華僑社会の中華民国との関係は続いており、その求心力が完全に力を失われたわけではない。漢城華僑協会は、まだ「台北代表部」とつながっており、華僑学校のシステムは、依然として中華民国式である。中華人民共和国システムの華僑学校は、韓国にまだ存在しない。

こうした過渡期のさなかで、韓国華僑の中・高年世代のアイデンティティは、「故郷」に対する愛着心に基づいて、国家を超越したアイデンティティを模索し始めている。しかし、若い世代の韓国華僑は山東省に対する愛着心はなく、生まれ育った韓国を「故郷」と感じている。韓国華僑も世代交代の時期に差し加かっており、世代別に異なるアイデンティティを表している。冷戦時代を生き延びた中・高年世代とは違って、若い世代のアイデンティティに関しては、韓国人母親の増加、韓国語の母語化など、「韓国化」の進行という視点からアプローチする必要がある。

*本稿は、二〇〇七年三月二四日に開催されたワークショップ「ディアスポラから世界を読む」

での発表原稿を基にしている。その基なる内容は、筆者の博士論文（一橋大学二〇〇七年度）の一部であり、この博士論文は、二〇〇八年五月に単行本として出版された（王恩美「東アジア現代史のなかの韓国華僑——冷戦体制と「祖国」意識」三三社、二〇〇八年五月）。

■ 監修者

白杵 陽 (うすき あきら)

1956年生まれ、東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得

退学 (京都大学博士〈地域研究〉)

日本女子大学文学部教授

パレスチナ／イスラエル研究、中東政治

・『イスラエル』岩波書店、2009年

・『原理主義』岩波書店、2004年

・『見えざるユダヤ人——イスラエルの〈東洋〉』平凡社、1998年

ディアスポラから世界を読む
—— 離散を架橋するために

2009年7月5日 初版第1刷発行

監修者 白杵 陽
編著者 赤尾光春
早尾貴紀
発行者 石井昭男
発行所 株式会社 明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-9-5

電話 03 (5818) 1171

FAX 03 (5818) 1174

振替 00100-7-24505

<http://www.akashi.co.jp>

装丁 明石書店デザイン室
印刷 株式会社文化カラー印刷
製本 協栄製本株式会社

(定価はカバーに表示してあります)

ISBN978-4-7503-3011-2